

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育（再教育）開催のご案内

日頃より当協会の事業運営につきまして、特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

労働安全衛生法第 60 条の 2 第 2 項に基づき、フォークリフト運転業務従事者は資格取得後一定期間（5 年）ごとに安全衛生教育（再教育）を実施するよう努めなければならないとされています。

国内におけるフォークリフト使用中に発生した死亡災害は年間 30 名前後で推移し続けており、用途外使用による墜落・転落災害等も数多く発生している現状を踏まえ、このたび下記の要領で講習会を開催する運びとなりました。関係従業員の方々の受講について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

開催日時 **令和 7 年 9 月 6 日(土) 9:00~16:00** (昼食休憩 12:00~13:00)

会 場 函館地区トラック研修センター 函館市西桔梗町 555-32

受講対象 **令和 2 年以前に、フォークリフト運転技能講習・特別教育を修了された方。**

※ 修了後 5 年未満でも受講可能です。

修了証 本講習の修了者には、陸災防北海道支部長名の修了証が交付されます。

教育内容（カリキュラム）

科 目	範 囲	時 間
1.最近のフォークリフトの特徴	○フォークリフトの構造上の特徴 ○各種荷役運搬方法の特徴	2 時間
2.フォークリフトの取扱いと保守	○フォークリフトによる作業と安全 ○フォークリフトの点検・整備	2 時間
3.災害事例及び関係法令	○災害事例とその防止対策 ○労働安全衛生法令のうちフォークリフトに関する条項	2 時間
計		6 時間

受講料 ①会 員（陸災防会員事業場） **7,000円**

②非会員（上記以外の事業場） **7,500円**

[いずれも受講料（テキスト代含む）は税込価格です]

※前日まで連絡なしに欠席の場合、受講料は返納いたしませんのであらかじめご了承ください。

申込先 申込書に受講料を添えて**8月20日(水)**までに下記へお申込ください。

※定員 60 名になり次第、締め切りとなります。

〒041-0824 函館市西桔梗町 555-32 函館地区トラック研修センター内

陸災防 函館分会 TEL 0138-49-1777 FAX 0138-49-1659

※ 郵送での申込の場合、受講料は現金書留または下記口座へお振込願います。

振込口座	青森みちのく銀行 ききょう支店	(普通) 2627269
口座名	陸 災 防 函 館 分 会	

※ 送金手数料は、受講者負担でお願いします。

※ お振込の場合は、入金・申込書確認後、領収書および受講票を郵送いたします。

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育（再教育）

受講申込書

下記のとおり受講を申込みます。

令和 年 月 日

陸運労災防止協会北海道支部長 殿

事業所名 _____

代表者名 _____ 印

所在地 〒 _____

電話番号 _____

担当者名 _____

受講者（5名以上の場合はコピーして記入願います）

番号	(ふりがな) 氏 名	受講者の現住所	生年月日

※各受講者の、フォークリフト運転技能講習又は特別教育実施記録の写しを添付すること。